

A-14 粉わさび

A-14 粉わさびの表示に関する公正競争規約

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(目的)</p> <p>第1条 この公正競争規約(以下「規約」という。)は、不当景品類及び不当表示防止法第12条第1項の規定に基づき、粉わさびの取引について行う表示に関する事項を定めることにより、一般消費者の適正な商品選択に資するとともに、粉わさび業における不当な顧客の誘引を防止し、もって公正な競争を確保することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規約で「粉わさび」とは、西洋わさびを乾燥し、粉末化したものを主体とし、加工したものをいう。</p> <p>2 この規約で「事業者」とは、粉わさびを製造し、若しくは輸入して販売する事業者又は製造を他に委託して自己の商標若しくは名称を表示して販売する事業者をいう。</p> <p>3 この規約で「表示」とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給する商品又は役務の取引に関する事項について行う広告その他の表示であって、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 商品、容器又は包装による広告その他の表示及びこれらに添付した物による広告その他の表示</p> <p>(2) 見本、チラシ、パンフレット、説明書面その他これらに類似する物による広告その他の表示(ダイレクトメール、ファクシミリ等によるものを含む。)及び口頭による広告その他の表示(電話によるものを含む。)</p> <p>(3) ポスター、看板(プラカード及び建物又は電車、自動車等に記載されたものを含む。)ネオン・サイン、アドバルーン、その他これらに類似する物による広告及び陳列物又は実演による広告</p> <p>(4) 新聞紙、雑誌その他の出版物、放送(有線電気通信設備又は拡声機による放送を含む。)、映写、演劇又は電光による広告</p> <p>(5) 情報処理の用に供する機器による広告その他の表示(インターネット、パソコン通信等によるものを含む。)</p> <p>(必要表示事項)</p> <p>第3条 事業者は、次の各号に掲げる事項を、それぞれ当該各号に掲げる基準に従い、粉わさびの容器又は包装の外部から見やすい場所に、邦文で明りょうに一括して表示しなければならない。この場合において、表示に用いる文字は、背景の色と対照的な色で、日本工業規格Z8305(1962)に規定する8ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字としなければならない。ただし、容器又は包装の表示可能面積がおおむね150平方センチメートル以下のものにあつては、日本工業規格Z8305(1962)に規定する5.5ポイントの活字以上の大きさの活字とすることができる。</p> <p>(1) 名称又は品名</p> <p>「名称」の文字の次に、「粉わさび」と表示すること。ただし、「名称」については、これに代えて「品名」と表示することができる。</p> <p>(2) 原材料名</p> <p>「原材料名」の文字の次に、使用した原材料を、次に定めるところにより表示すること。</p> <p>ア 食品添加物以外の原材料は、「西洋わさび」等と、その一般的な名称をもって、すべての原材料に占め</p>	

## 公正競争規約

## 公正競争規約施行規則

る重量の割合の多いものから順に表示すること。

イ 食品添加物は、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）の規定に従い、すべての原材料に占める重量の割合の多いものから順に表示すること

## (3) 内容量

「内容量」の文字の次に、内容重量をグラム又はキログラムの単位で、単位を明記して表示すること。

## (4) 賞味期限

「賞味期限」の文字の次に、次に定めるところにより表示すること。ただし、賞味期限を一括して表示することが困難な場合には、一括して表示する箇所に記載箇所を明示すれば、当該記載箇所に表示することができる。

ア 製造から賞味期限までの期間が3月以内のものにあつては、次の例のいずれかにより表示すること。

ただし、(イ)、(ウ)又は(エ)の場合であつて、「.」を印字することが困難であるときは、「.」を省略することができる。この場合において、月又は日が1桁の場合は、2桁目は「0」と表示すること。

(ア) 平成18年4月1日

(イ) 18.4.1

(ウ) 2006.4.1

(エ) 06.4.1

イ 製造から賞味期限までの期間が3月を超えるものにあつては、次に定めるところにより表示すること。

(ア) 次の例のいずれかにより表示すること。ただし、b、c又はdの場合であつて、「.」を印字することが困難であるときは、「.」を省略することができる。この場合において、月が1桁の場合は、2桁目は「0」と表示すること。

a 平成18年4月

b 18.4

c 2006.4

d 06.4

(イ) (ア)の規定にかかわらず、アに定めるところにより表示することができる。

## (5) 保存方法

「直射日光、高温多湿を避け、常温で保存すること」

「常温で保存すること」等と表示すること。ただし、常温で保存するものにあつては、常温で保存する旨を省略することができる。

## (6) 事業者の氏名又は名称及び住所

表示を行う事業者の区分に応じ、次に掲げる事項を表示すること。

なお、食品衛生法（昭和22年法律第233号）並びに農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）の定めにより表示すべき者が異なる場合は、それぞれの者を記載すること。

ア 製造業者の場合

「製造者」の文字の後に、製造業者の氏名（法人の場合は、その名称。以下同じ。）及び住所並びに製造所所在地を表示する。なお、製造業者の住所と製造所所在地が同一の場合は、重複して記載する必要はない。ただし、製造者が厚生労働大臣に届け出た製造所固有の記号の表示をもって、製造所所在地の表示に代えることができる。

イ 販売業者の場合

「販売者」の文字の後に、販売業者の氏名及び住所並びに製造所所在地及び製造者の氏名を表示する。ただし、製造者が販売者と連名で厚生労働大臣に届け出た製造所固有の記号の表示をもって、製造

## 公正競争規約

## 公正競争規約施行規則

所在地及び製造者の氏名の表示に代えることができる。

ウ 輸入業者の場合（輸入品に限る。）

「輸入者」の文字の後に、輸入業者の氏名及び住所並びに輸入業者の営業所所在地を表示する。なお、輸入業者の住所と営業所所在地が同一の場合は、重複して記載する必要はない。

2 事業者は、粉わさびの容器又は包装の表面に、当該容器又は包装の表面に表示する文字のうち最も大きな文字を使用し、邦文で明りょうに「粉わさび」と表示しなければならない。

（特定の必要表示事項）

第4条 全国粉わさび公正取引協議会は、第1条の目的を達成するために特に必要があると認める場合には、前条に規定する事項のほか、これらの事項に関連する特定の表示事項又は表示の基準を規則により定めることができる。

（不当表示の禁止）

第5条 事業者は、粉わさびの取引に関し、容器、包装、説明書、ポスター等に次の各号に掲げる表示してはならない。

- (1) 賞でないものを賞であるかのように誤認されるおそれがある表示
- (2) 自己の取り扱う他の商品又は自己の行う他の事業について受けた賞、推奨等を当該商品について受けたものであるかのように誤認されるおそれがある表示
- (3) わさびと誤認されるおそれがある文言、絵等の表示
- (4) 客観的な根拠又は全国粉わさび公正取引協議会の定める基準によらないで、特選、最高級、本場、特産等当該商品の品質が他の商品よりも特に優良であるかのように誤認されるおそれがある表示
- (5) 前各号に掲げるもののほか、一般消費者に誤認されるおそれがある表示

（公正取引協議会）

第6条 この規約を円滑かつ効果的に実施するため、全国粉わさび公正取引協議会（以下「公正取引協議会」という。）を設置する。

2 公正取引協議会は、この規約に参加する事業者をもって構成する。

3 公正取引協議会は、次の事業を行う。

- (1) この規約の内容を周知徹底させること。
- (2) この規約についての相談及び指導に関すること。
- (3) この規約の規定に違反する疑いがある事実の調査に関すること。
- (4) この規約の規定に違反する者に対する措置に関すること。
- (5) 関係官公庁との連絡に関すること。
- (6) その他この規約の施行に関すること。

（違反に対する調査）

第7条 公正取引協議会は、第3条若しくは第5条の規定又は第4条の規定に基づいて制定した規則に違反する事実があると思われるときは、関係者を招致し、参考人から意見を求め、その他必要な調査を行う

2 事業者は、前項の規定に基づく公正取引協議会の調査に協力しなければならない。

3 公正取引協議会は、第1項の規定に基づく調査に協力しない事業者に対し、当該調査に協力すべき旨を文書を

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>もつて警告し、これに従わないときは、3万円以下の違約金を課し、又は除名処分をすることができる。</p> <p>(違反に対する措置)</p> <p>第8条 公正取引協議会は、第3条若しくは第5条の規定又は第4条の規定に基づいて制定した規則に違反する行為があると認めるときは、当該違反行為を行った事業者に対し、当該違反行為を排除すべき旨及び当該違反行為と同種又は類似の違反行為を再び行つてはならない旨を文書をもって警告することができる。</p> <p>2 公正取引協議会は、前項の警告を受けた事業者が当該警告に従っていないと認めるときは、当該事業者に対し30万円以下の違約金を課し、除名処分をし、又は公正取引委員会に必要な措置を講ずるよう求めることができる。</p> <p>3 公正取引協議会は、前条第3項又は本条第1項若しくは第2項の規定により警告をし、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく、文書をもって公正取引委員会に報告するものとする。</p> <p>(規則の制定)</p> <p>第9条 公正取引協議会は、この規約の実施に関する規則を定めることができる。</p> <p>2 前項の規則を定め、又は変更しようとするときは、事前に公正取引委員会の承認を受けるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規約の変更は、公正取引委員会の認定の告示があった日から起算して6か月を経過した日から施行する。</p> <p>2 この規約の変更の施行前に事業者が行った表示については、なお従前の例による。</p>	